

改正

平成29年3月23日要綱第1号

平成30年3月12日要綱第7号

令和4年3月11日要綱第6号

小川村結婚新生活支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴う新生活を経済的に支援することにより、当村における婚姻数の増加と少子化対策を推進することを目的として、新規に婚姻した世帯に対して、住居費、リフォーム費用及び引越費用の一部を補助するものとし、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 当該補助金を申請しようとする日の属する年度の前年度3月1日から当年度の末日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 当該補助金を申請しようとする日の属する年度の4月1日から同年度の末日までの間(以下「対象期間」という。)に結婚を機に新たに物件を購入(婚姻日前1年以内に契約したものを含む。)又は賃借する際に要した費用のうち、物件の購入費、賃料、敷金、礼金(保証金等これに類する費用を含む。)、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、賃料については勤務先から住宅手当が支給されているときは、住宅手当分に相当する費用を除く。
- (3) 引越費用 対象期間に引越し業者又は運送業者へ支払った費用その他の引越しに係る実費をいう。ただし、勤務先から引越費用が支給されているときは、支給された引越費用に相当する費用を除く。
- (4) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。
- (5) リフォーム費用 対象期間に住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事をする際に要した費用(婚姻日前1年以内に契約したものを含む。)をいう。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外とする。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯(以下「補助対象者」という。)は、次のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 世帯の所得(所得証明書をもとに、夫婦の所得を合算した金額をいう。以下同じ。)が500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金の返済を現に行っている場合にあつては、世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額が500万円未満であること。
- (2) 対象となる住居が小川村内にあること。
- (3) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (4) 過去に夫婦のいずれもが新規に婚姻した世帯を対象にした住居費、リフォーム費用及び引越費用等に係る補助金の交付(他の市町村を含む。)を受けたことがないこと。ただし、この要綱による補助金の交付若しくは認定を受けた夫婦であつて、補助金の交付若しくは認定を受けた翌年度に、交付若しくは認定を受けた年度の補助限度額から既に交付を

受けた額を差し引いた額の範囲内で補助を受ける場合は、この限りでない。

- (5) 夫婦共に村税等の滞納がないこと。
 - (6) 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- (補助金の額等)

第4条 補助金の額は、住居費と引越費用、リフォーム費用を合わせた額を対象とし、1世帯当たり30万円を限度とする。ただし、夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の場合は60万円を限度額とする。

- 2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。
- (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小川村結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。ただし、本村の公簿により確認できるときは、この当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 婚姻届受理証明書（又は婚姻後の戸籍謄本）
 - (2) 夫婦の所得証明書
 - (3) 物件の売買契約書及び領収書の写し（住居費における購入の場合）
 - (4) 物件の賃貸借契約書及び領収書の写し（住居費における賃貸借の場合）
 - (5) 住宅手当支給証明書（様式第2）（住居費における賃貸借の場合）
 - (6) 引越しに係る領収書の写し（引越費用の場合）
 - (7) リフォームに係る領収書の写し（リフォーム費用の場合）
 - (8) 同意書兼誓約書（様式第7号）
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類
- 2 村長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、小川村結婚新生活支援補助金交付決定通知書（様式第3号。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。
 - 3 第1項の規定による交付申請は、当該年度の末日までに行わなければならない。

(次年度に引き続き補助金の交付を受ける者の資格認定)

第6条 次年度に引き続き補助金の交付を受けようとする者であって、前条に定める交付申請を行うことが困難なものは、小川村結婚新生活支援事業受給資格認定申請書（様式第8号）に次の各号に掲げる書類を添えて村長に申請しなければならない。ただし、本村の公簿により確認できるときは、この当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 婚姻届受理証明書（又は婚姻後の戸籍謄本）
 - (2) 夫婦の住民票の写し
 - (3) 夫婦の所得証明書
 - (4) 同意書兼誓約書（様式第7号）
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類
- 2 村長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、翌年度に補助することが適当であると認めるときは、小川村結婚新生活支援補助金受給資格認定通知書（様式第9号。以下「認定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。
 - 3 前項の規定により認定を受けた者は、認定期間中に改めて前条第1項による交付申請を行わなければならない。

(申請事項の変更及び承認)

第7条 決定通知書を受け取った補助対象者は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに小川村結婚新生活支援補助金変更交付申請書（様式第4号。以下「変更申請書」と

いう。)に、第5条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて村長に提出し、承認を受けなければならない。

2 村長は、変更申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助することが適切であると認める場合は、小川村結婚新生活支援補助金変更交付決定通知書(様式第5号。以下「変更決定通知書」という。)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 補助対象者は、決定通知書又は変更決定通知書を受け取った場合は、速やかに小川村結婚新生活支援補助金請求書(様式第6号。以下「請求書」という。)を村長に提出しなければならない。

2 村長は、請求書の提出があった場合は、精算払いにより補助金を交付するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月23日要綱第1号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、小川村結婚新生活支援事業補助金交付要綱第2条第1号の改正規定は、平成29年度に限り「平成29年3月1日から平成30年3月31日」と読み替え、同要綱第4条第3号の改正規定は、平成29年度に限り「平成29年1月1日から平成30年3月31日」と読み替え、同要綱第5条第3号の改正規定は、平成29年度に限り「平成29年4月1日から平成30年3月31日」と読み替えるものとする。

附 則 (平成30年3月12日要綱第7号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、小川村結婚新生活支援事業費補助金交付要綱第4条第3号の規定は、平成30年度に限り「平成30年1月1日から平成31年3月31日」と読み替えるものとする。

附 則 (令和4年3月11日要綱第6号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、同要綱第2条第1号の規定は、令和4年度に限り「令和4年1月1日から令和5年3月31日」と読み替え、同要綱第4条第3号の規定は、令和4年度に限り「令和4年1月1日から令和5年3月31日」と読み替え、同要綱第5条第3号の規定は、令和4年度に限り「令和4年4月1日から令和5年3月31日」と読み替えるものとする。

様式第1号 (第5条関係)

様式第1号 (第5条関係)

年 月 日

小川村結婚新生活支援事業費補助金交付申請書

小川村長 様

申請者 住 所
氏 名
生年月日 年 月 日
電話番号

小川村結婚新生活支援事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 婚姻日	年 月 日		
2 配偶者氏名・生年月日	(年 月 日)		
3 補助申請額	住居費 (賃貸)	契約締結年月日	年 月 日
		家 賃 <small>※ 事業主が従業員に対し支給又は負担する住宅に関する手当等</small>	(家 賃 月額 _____ 円 - 住宅手当※ 月額 _____ 円) × 支払済家賃 _____ か月 (年 月 ~ 年 月) = _____ 円
		敷金・礼金他	() 円
		小計 (A)	円
	住居費 (購入)	契約締結年月日	年 月 日
		契約金額 (B)	円
	引越し	引越しを行った日	年 月 日
		費用 (C)	円
	リフォーム	契約締結年月日	年 月 日
		契約金額 (D)	円
合計 (E) (A+B+C+D)	円		
(E)と補助上限額30万円(夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の場合には60万円)を比較し、低い方を記入 1,000円未満の端数は切り捨て		円	
4 添付書類	<input type="checkbox"/> 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 所得証明書 <input type="checkbox"/> 【所得証明書の同一期間で貸与型奨学金を返済した場合】返済したことがわかるもの (奨学金変換証明書、通帳等) <input type="checkbox"/> 【住居費(賃貸)の場合】賃貸借契約書及び領収書の写し <input type="checkbox"/> 【住居費(賃貸)の場合】住宅手当支給証明書 (給与所得者全員分) <input type="checkbox"/> 【住居費(購入)の場合】売買契約書及び領収書の写し <input type="checkbox"/> 【引越しの場合】引越費用に係る領収書の写し <input type="checkbox"/> 【リフォーム費用】リフォーム費用に係る領収書の写し <input type="checkbox"/> 同意書兼誓約書 (様式第7号) <input type="checkbox"/> その他村長が必要と認める書類 ()		
<p>申請者、配偶者及び同居者は、住民基本台帳、村税等の納付状況、住宅扶助、公的制度による家賃補助等の受給状況その他の本申請に関する事項について、村の担当職員が関係機関へ事実確認を行うことについて同意します。</p> <p>申請者氏名 _____ 配偶者氏名 _____</p>			

様式第2号（第5条関係）

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

小川村長 様

給与等の支払者

所在地

名称

氏名

電話番号

住宅手当支給証明書

下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

記

1 対象者

住所	
氏名	

2 住宅手当支給状況

年 月現在
住宅手当 月額 円

注意事項

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担する全ての手当等の月額です。
- 2 直近の住宅手当月額を記入してください。

様式第3号（第5条関係）
様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

（申請者）

住 所
氏 名 様

小川村長 印

小川村結婚新生活支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった小川村結婚新生活支援事業費補助金については、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。

金 円

様式第4号（第7条関係）

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

小川村結婚新生活支援事業費補助金変更交付申請書

小川村長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた小川村結婚新生活支援事業費補助金について申請事項を変更したいので、小川村結婚新生活支援事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

補助申請額 の変更	住居費 (賃貸)	契約締結年月日	年 月 日
		家 賃 ※ 事業主が従業員に対し支給又は負担する住宅に関する手当等	(家 賃 月額 _____ 円 - 住宅手当※ 月額 _____ 円) × 支払済家賃 _____ か月 (_____ 年 _____ 月 ~ _____ 年 _____ 月) = _____ 円
		敷金・礼金他	(_____) _____ 円
	小計 (A)		_____ 円
	住居費 (購入)	契約締結年月日	年 月 日
		契約金額 (B)	_____ 円
	引越し	引越しを行った日	年 月 日
		費用 (C)	_____ 円
	リフォーム	契約締結年月日	年 月 日
		契約金額 (D)	_____ 円
合計 (E) (A+B+C+D)	_____ 円		
(E)と補助上限額30万円(夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の場合は60万円)を比較し、低い方を記入 1,000円未満の端数は切り捨て		_____ 円	
その他の変更			

様式第5号（第7条関係）
様式第5号（第7条関係）

第 号
年 月 日

（申請者）

住 所
氏 名 様

小川村長 印

小川村結婚新生活支援事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあった結婚新生活支援事業費補助金については、
次のとおり交付することに決定されたので通知します。

金 円

小川村長

住 所
氏 名
電話番号

小川村結婚新生活支援事業費補助金交付請求書

年 月 日付け第 号で交付決定のありました小川村結婚新生活支援事業費補助金について、小川村結婚新生活支援事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

※変更交付決定後は下表も記入すること。

変更交付決定額	円
既交付済額	円
差引 今回請求額	円

2 補助金の振込先

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	支店名	本店・支店 本所・支所
預金の種類	普通 ・ 当座 ・ その他 ()		
口座番号			
口座名義	(フリガナ) -----		

※口座名義については必ず請求者氏名と一致すること。

様式第7号（第5条、第6条関係）
 様式第7号（第5条、第6条関係）

同意書兼誓約書

下記の事項について同意および誓約します。

※各欄に✓を記入

申請者 チェック欄	配偶者 チェック欄	誓約事項
		補助金の交付に必要な範囲において、申請者および配偶者の住民登録状況について、村が関係機関に照会を行うことに同意します。
		本補助金の交付を受けた日から3年以上継続して小川村に居住する意思があります。
		村税等の滞納がありません。
		対象経費について他の公的制度による補助を受けていません。
		本制度に基づく補助（他の市町村を含む。）を過去に受けていません。
		夫婦の双方又は世帯構成員は、暴力団若しくは暴力団員との関係を有する者ではありません。
		申請内容に虚偽又は不正があった場合、速やかに本補助金を返還します。
		※該当者のみチェック 申請する住居費の支払日以前から無職であったため、住宅手当等の支給を受けていません。 (夫)勤務先：_____ 退職日：____年__月__日 (妻)勤務先：_____ 退職日：____年__月__日
		※該当者のみチェック 申請する住居費について、自営業のため住宅手当の支給を受けていません。
		※その他誓約について指示を受けた場合に記入

年 月 日

【署名欄】

申請者住所

申請者氏名

配偶者氏名

様式第 8 号 (第 6 条関係)

様式第 8 号 (第 6 条関係)

小川村結婚新生活支援事業費補助金受給資格認定申請書

年 月 日

小川村長 様

申請者住所 〒 _____

氏 名

電話 番号

小川村結婚新生活支援事業費補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けたいので、同要綱第 6 条の規定により、別紙のとおり関係書類を添えて受給資格の認定を申請します。

家 賃	月額	円	住宅手当	月額	円	その他	円
申請者 氏名	連絡先 : TEL _____						
配偶者 氏名	連絡先 : TEL _____						
世帯主 の氏名	生年 月日	年	月	日	年 齢	歳	申請者 との続柄
世帯員 の氏名	生年 月日	年	月	日	年 齢	歳	申請者 との続柄
世帯員 の氏名	生年 月日	年	月	日	年 齢	歳	申請者 との続柄

(添付書類)

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- (2) 夫婦の住民票の写し
- (3) 夫婦の所得証明書
- (4) 同意書兼誓約書 (様式第 7 号)
- (5) その他村長が必要と認める書類

個人情報調査同意書

結婚新生活支援事業費補助金の交付にかかる審査及び交付後の居住状況の確認等のため、私及び私と世帯を同じくする者に係る住所の記録等個人情報に関し、村長が関係機関に照会し、調査することに同意します。

氏 名 _____

様式第9号（第6条関係）
様式第9号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

小川村長 印

小川村結婚新生活支援事業費補助金受給資格認定通知書

年 月 日付で申請のありました、結婚新生活支援事業費補助金受給資格の認定につきまして、次の通り決定しましたので通知します。

- 1 資格認定 認定します
認定しません
(理由)

()

2 補助上限額 円

3 認定期間 補助開始月 年 月
補助終了月 年 月

4 認定の条件等

- (1) 本通知書は、補助金の受給資格の有無の決定を通知するものであり、補助金の交付を約束するものではありません。
- (2) 補助金の交付申請は認定期間中改めて交付申請いただくことになります。
- (3) 村税や家賃に滞納がある場合は、補助金の交付を受けられません。
- (4) 転居等により、認定内容に変更が生じた場合は、速やかに村長に報告してください。
- (5) 受給資格の認定を受けた者、または同一の世帯の者が次の項目のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失するものとします。

○受給資格者が要綱第2条及び第3条に規定する要件を欠いたとき。

○補助の対象となる夫婦が離婚したとき、又は夫婦のいずれか一方が死亡、または他の住宅へ転居(子どもの出産又は出産予定等による一時転居の場合を除く。)したとき。

○虚偽の方法により補助金の交付を受けたとき。

○その他村長が必要と認めたとき。